

宮古市告示第119号

宮古市地域共助型交通運行支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年8月22日

宮古市長 山本正徳

宮古市地域共助型交通運行支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、公共交通の補完に資する地域内輸送を確保するため、地域共助型交通の運行に対し、運行経費の一部を助成することに関し、宮古市補助金交付規則（平成17年宮古市規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域共助型交通 市内において、住民が運転手として参画するなど住民同士の互助により運行される交通手段をいう。
- (2) 地域住民組織 市内に活動の拠点を置き、地域共助型交通を行う団体であつて、団体名、代表者、所在地、目的等を定める会則、規約等を有するものをいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、地域共助型交通を実施する地域住民組織とする。ただし、同一年度内に既にこの告示による補助金の交付を受けた者を除く。

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費及び補助金額は、別表のとおりとする。ただし、補助金の交付を受けようとする者が、財源の確保に努めたにもかかわらず、運行の継続が困難であると市長が認める場合は、別表に定める補助率にかかわらず、市長が別に定める補助率とすることができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、宮古市地域共助型交通運行支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、事業開始前までに、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体の会則、規約等

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに宮古市地域共助型交通運行支援補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認める場合は、宮古市地域共助型交通運行支援補助金変更(中止・廃止)承認通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき補助事業の内容の変更の承認又は補助事業の内容を変更した場合には、当該変更に伴い、補助金の交付の決定の変更を要するときは、補助金交付決定変更通知書(様式第7号)により補助金の交付の決定の変更を通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該事業の完了の日から14日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに宮古市地域共助型交通運行支援補助金事業完了実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第2号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条本文の規定による通知は、補助金交付額確定通知書(様式第9号)によるものとする。

(補助金の請求)

第10条 規則第16条の請求は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 規則第16条本文に定める補助金請求の場合 宮古市地域共助型交通運行支援補助金請求書(様式第10号)
- (2) 規則第16条ただし書に定める補助金請求の場合 宮古市地域共助型交通運行支援補助金前金払請求書(様式第11号)

(補助金交付の取消し及び返還)

第11条 規則第9条及び規則第18条の規定により、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) この告示に基づく指示に違反したとき。
- (3) 申請書及び関連の書類等に記載された内容について、事実と異なるものが存在すると判明したとき。
- (4) その他不正の行為があると認められたとき。

(補則)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和5年8月22日から施行し、令和5年4月1日以後の地域共助型交通の運行経費に対する補助金から適用する。
- 2 令和5年4月1日からこの告示の施行の日までに行われている地域共助型交通の運行経費にかかる第5条の適用については、同項中「事業開始前までに」とあるのは、「この告示の施行の日以後速やかに」とする。

別表（第4条関係）

宮古市地域共助型交通運行支援補助対象経費及び補助金額

補助対象経費	内容	補助率		
		初年度	2年目	3年目以降
車両リース料	車両及び付属品に関するリース料	10/10	3/4	1/2
車両修繕料	車両の修繕に関する費用 ただし、個人が所有する車両は除く。			
車両登録料	車両に関する諸登録料 ただし、個人が所有する車両は除く。			
車両保険料	車両に関する諸保険料 個人が所有する車両を使用する場合は、共助型交通専用の保険に限る			
講習会受講料	運行に必要な講習会の受講料			
法令順守用 消耗品費	アルコールチェッカー、車両表示マグネット等			
補助上限額		500,000円	400,000円	250,000円